

板橋区保育所事業実施要綱

(平成 22 年 3 月 25 日区長決定)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定に基づき保育を実施する児童の在籍する保育所において、児童処遇の向上及び保育所運営の充実を図るために実施する事業を規定し、その事業を実施する保育所設置者に対して、区が必要な助成を行い、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第 35 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき設置された施設をいう。
- (2) 公立保育所 法第 35 条第 3 項の規定に基づき、区市町村が設置した保育所をいう。
- (3) 私立保育所 法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国又は地方公共団体以外の者が設置した保育所をいう。
- (4) 板橋区立保育所 東京都板橋区立保育所条例（昭和 36 年板橋区条例第 15 号）第 1 条に規定する保育所をいう。
- (5) 認可定員 私立保育所にあつては、設置時に児童相談所を設置する自治体の長（以下「知事等」という。）が認可した定員及び変更時に知事等に届け出た定員をいい、公立保育所にあつてはその区市町村の条例等で定めた定員で知事等に事前に届け出たものをいう。
- (5) の 2 利用定員 子ども子育て支援法第 27 条第 1 項の確認において定める定員をいう。
- (6) 零歳児 保育の実施を決定した日の属する年度の初日（前年度から引き続き保育を行っている児童については、当該年度の初日とする。以下「基準日」という。）において、満 1 歳に満たない児童をいう。
- (7) 1 歳児 前号の零歳児の意義に準じ「零歳児」を「1 歳児」と、「1 歳」を「2 歳」とそれぞれ読み替えたものをいう。
- (8) 3 歳以上児 基準日において 3 歳以上の児童をいい、保育を行っている児童が年度の途中で 3 歳に達した場合は含まない。
- (9) 保育士 法第 18 条の 4 に規定する者をいう。
- (10) 常勤保育士 東京都板橋区保育所設置認可等事務取扱要綱（令和 4 年〇月〇日区長

決定) 第 6 条第 3 項に規定する者をいう。なお、保育所に従事する保育士を除く者に係る「常勤」の考え方については、常勤保育士に準じることとする。

- (11) 保健師 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号) 第 2 条に規定する者をいう。
- (12) 助産師 保健師助産師看護師法第 3 条に規定する女子をいう。
- (13) 看護師 保健師助産師看護師法第 5 条に規定する者をいう。
- (14) 最低基準 法第 45 条の規定に基づく東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 4 年板橋区条例第 10 号)により定められた基準をいう。
- (15) 職員 第 3 号に規定する施設のうち、区内にある保育所に勤務する者をいう。
- (16) 産休等職員 職員のうち出産又は傷病のため休業する者で第 26 条に定める期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) 第 11 条に規定する賃金の全額又は地方公共団体の給与に関する条例に基づき給与の全額の支給を受ける者をいう。
- (17) 産休職員 前号に規定する職員のうち出産のために休業する者をいう。
- (18) 病休職員 第 16 号に規定する職員のうち傷病のため休業する者をいう。
- (19) 産休等代替職員 産休等職員の勤務を臨時に代替して行う者をいう。
- (20) 産休代替職員 前号に規定する者のうち産休職員を代替する者をいう。
- (21) 病休代替職員 第 19 号に規定するもののうち病休職員を代替する者をいう。

第 2 章 運営費助成

(助成対象事業)

第 3 条 区長は、第 1 条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業(以下「運営費助成事業」という。)に対し、必要な経費を助成するものとする。

- (1) 一般保育所対策事業(別記 1)
- (2) 11 時間開所保育対策事業(別記 2)
- (3) 零歳児保育特別対策事業(別記 3)
- (3) の 2 零歳児保育推進事業(別記 3 の 2)
- (4) 要支援児保育事業(別記 4)

(助成対象施設)

第 4 条 区長は、前条に定める運営費助成事業を実施する保育所のうち、次の各号に定めるいずれかの要件に該当する保育所(以下「対象保育所」という。)に対し、助成を行うものとする。

- (1) 区内に設置されている私立保育所

(2) 区が入所承諾をした児童が在籍している区以外の区市町村(以下「他の自治体」という。)の保育所

2 前項に掲げる対象保育所は、次の各号に定めるいずれかの要件に該当していなければならない。

(1) 対象保育所の設置者が個人の場合 当該設置者が、申請日現在において特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(2) 対象保育所の設置者が法人の場合 当該設置者が、申請日現在において法人住民税を滞納していないこと。

(助成金額)

第5条 運営費助成事業に要する経費(以下「運営費助成金」という。)にかかる金額は、算定基準表(別表1)に基づき、単価表(別表2から4まで)により算出した金額とする。

2 前条第1項第2号に規定する保育所に対して行う助成金額は、当該保育所を設置する他の自治体が定める要綱等により規定された金額とする。

(受託児童に係る運営費の請求)

第6条 区内保育所に他の自治体に住所を有する児童が入所している場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を、第1号にあっては区長が、第2号にあっては保育所の設置者が当該他の自治体の長に対して、それぞれ請求するものとする。

(1) 板橋区立保育所 第3条第1号に規定する一般保育所対策事業のうち別表5の単価表により算出した額

(2) 私立保育所 第3条第1号に規定する一般保育所対策事業のうち別表3又は別表4の単価表により算出した額及び同条第4号に規定する要支援児保育事業のうち別表1の算定基準表により算出した額。ただし、当該他の自治体の要綱等によって私立保育所からの請求手続等が定められている場合はこの限りでない。

(事業内容の届出)

第7条 運営費助成事業を実施する対象保育所の設置者は、保育事業実施内容届出書(別記第1号様式)により、その事業を実施する年度(以下「事業年度」という。)の4月10日までに区長に届け出なければならない。

2 年度の途中で運営費助成事業を開始する場合は、区長の指定する日までに届け出なければならない。

3 対象保育所の設置者が個人であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

- (1) 保育事業実施内容届出書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
 - (2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合
- 4 対象保育所の設置者が法人である場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付すること。ただし、非課税の場合は申告書（控）又は履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付すること。

（事業内容の変更）

第8条 前条の規定により届け出た事業内容に年度途中で変更が生じる場合は、当該保育所の設置者は、保育事業実施内容変更届（別記第2号様式）により速やかに区長へ届け出なければならない。

（実施状況報告）

第9条 運営費助成事業を実施している対象保育所の設置者は、毎月の事業の実施状況を区長が指定する日までに事業実施状況報告書（別記第3号様式）により、区長へ報告しなければならない。

（助成金の請求）

第10条 運営費助成事業を実施している対象保育所の設置者は、第5条の規定に基づき算出した助成額を請求書（別記第4号様式）により区長に請求するものとする。

（助成金の支払）

第11条 区長は、前条の規定による請求があったときは、第9条に定める報告書等の書類を審査し、適当と認めた助成額を、請求の月ごとに支払うものとする。

（区外保育所の特例）

第12条 第4条第2号に該当する保育所については、第7条から第9条まで及び第41条の規定は適用しない。

第3章 延長保育事業助成

（助成対象事業）

第13条 区長は、第1条の目的を達成するために、延長保育事業（別記5）に対し、必要な経費を助成するものとする。

(助成対象経費)

第 14 条 前条に規定する事業に要する経費（以下「延長保育事業助成金」という）は、保育所が延長保育事業の保育内容の向上のため支出した経費で次の各号に定める経費とする。

- (1) 人件費 保育士を 2 名以上配置する経費
- (2) 間食費又は給食費 適宜、提供できるようにする経費
- (3) 光熱水費 延長時間の必要経費
- (4) 設備整備費 延長時間に関する設備整備経費
- (5) その他 必要となる経費

(助成対象施設)

第 15 条 区長は、第 13 条に定める延長保育事業を実施する保育所のうち、次の各号に定めるいずれかの要件に該当する区内設置の私立保育所（以下この章において「対象保育所」という。）に対し、助成を行うものとする。

- (1) 対象保育所の設置者が個人の場合 当該設置者が、申請日現在において特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (2) 対象保育所の設置者が法人の場合 当該設置者が、申請日現在において法人住民税を滞納していないこと。

(助成金額)

第 16 条 延長保育事業の助成は、次の各号により算出された額の合計とする。

- (1) 別表 6 及び別表 7 に基づき算定される次に掲げる延長保育事業に必要な経費
 - ア 1 時間延長保育の平均対象児童数が 6 人以上又は 2 時間延長保育の平均対象児童数が 3 人以上の場合 別表 6 (1) 及び別表 7 (1) によりそれぞれ算出された金額
 - イ 1 時間延長保育の平均対象児童数が 5 人以下の場合 別表 6 (2) 及び別表 7 (2) によりそれぞれ算出された金額
- (2) 前号の経費を充実するために別表 8 に基づき算定される次に掲げる区基盤整備費
 - ア 平均対象児童数の区分に応じて区長が定める定額基盤整備費
 - イ 延長保育事業における乳児保育を充実するための零歳児受入基盤整備費
 - ウ 分園で延長保育を実施するための分園加算経費

(助成の申請)

第 17 条 この章に基づく事業費の助成を受けようとする保育所の設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第 5 号様式）により区長に申請しなければならない。

2 申請内容に年度途中で変更が生じる場合は、当該申請者は、前項に掲げる書類を速やか

に区長へ届け出なければならない。

- 3 対象保育所の設置者が個人であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

(1) 保育事業実施内容届出書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

- 4 対象保育所の設置者が法人である場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付すること。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付すること。

（交付決定通知書等）

第18条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認められた場合は、交付決定通知書（別記第6号様式）により、また不適当と認められた場合は、不交付決定通知書（別記第7号様式）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

（助成の条件）

第19条 前条により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、児童の扶養義務者等から、保育所で定めた延長保育料を徴収しなければならない。ただし、延長保育料の減免をした場合はこの限りではない。

（実施状況報告）

第20条 交付決定者は、毎月の事業の実施状況を区長が指定する日までに延長保育実施報告書（別記第8号様式）により、区長へ報告しなければならない。

（助成金の請求）

第21条 交付決定者は、前条の実施状況報告に基づき請求書（別記第4号様式）により、区長に延長保育事業助成金を請求するものとする。

（助成金の支払）

第22条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときは、第20条に定める報告書等の書類を審査し、適当と認められた助成額を、請求の月ごとに速やかに支払うものとする。

第4章 産休等代替職員費助成

(助成対象事業)

第 23 条 区長は、第 1 条の目的を達成するために、産休等代替職員の任用に必要な経費を助成するものとする。

(助成対象施設)

第 24 条 区長は、前条に定める助成事業を実施する保育所のうち、次の各号に定めるいずれかの要件に該当する区内設置の私立保育所(以下この章において「対象保育所」という。)に対し、助成を行うものとする。

- (1) 対象保育所の設置者が個人の場合 当該設置者が、申請日現在において特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (2) 対象保育所の設置者が法人の場合 当該設置者が、申請日現在において法人住民税を滞納していないこと。

(対象となる産休等職員)

第 25 条 対象となる職員は、前条に定める保育所に常勤の職員として勤務する、保育士、看護師、保健師、助産師、栄養士及び調理員とする。

(対象となる任用期間)

第 26 条 産休等代替職員の対象となる任用期間は、次の各号の定める期間とする。

- (1) 職員が出産することとなる場合(以下「産休の場合」という。)

職員が産前休業を始める日から起算して 16 週間(多胎妊娠の場合は 24 週間)を経過する日までの期間内において、当該保育所の設置者が定める期間。なお、産前産後の休業期間については、産前 8 週間(多胎妊娠の場合は 16 週間)産後 10 週間を超えないものとする。

- (2) 職員が傷病のために 14 日以上(日曜、祝日及び年末年始(以下「休日等」という)を含む。)の継続する療養を必要とする場合(以下「病休の場合」という。)

病休代替職員を任用した日から起算して 90 日(休日等を含む。)を経過する日までの期間内において病休職員が休業を継続する期間。

(代替職員の資格等)

第 27 条 産休等代替職員は、健康状態に異常が認められず、かつ、資格の定めがある場合は、職種ごとに所定の資格を有する者を任用するものとする。ただし、保育士においては、特別の事情があるときは、保育施設において児童等の保護に直接従事した経験がある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者を任用することができる。

2 産休等代替職員については、当該保育所で新たに職員を雇用し任用するものとする。た

だし、新たに雇用することが困難な場合には、当該保育所において従前から雇用している職員を任用することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、公定価格（特定教育・保育施設に係る特定教育・保育及び特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育に要する費用の額をいう。）に算入されている職員は除くものとする。

（採用承認手続）

第 28 条 第 24 条に規定する保育所の設置者は、産休等代替職員を任用する場合においては、産休等代替職員任用承認申請書（別記第 10 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、原則として、その任用する日の 10 日前までに、区長に提出するものとする。

（1）産休の場合

産休職員についての医師又は助産師が発行する出産予定日の記載のある妊娠証明書並びに産休代替職員についての健康診断書（写）、資格証明書（写）及び本人の履歴書

（2）病休の場合

病休職員についての医師が発行する証明書（原則として、病休職員が当該傷病のため継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）並びに病休代替職員についての健康診断書（写）、資格証明書（写）及び本人の履歴書

- 2 対象保育所の設置者が個人であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

（1）保育事業実施内容届出書（別記第 1 号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

（2）区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

- 3 対象保育所の設置者が法人である場合は、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付すること。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付すること。

（承認の通知）

第 29 条 区長は、前条により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めるときは、産休等代替職員任用承認（却下）通知書（別記第 11 号様式）を申請者に対して交付するものとする。なお、区長は申請者に対し、内容審査において必要な証明書、帳簿等の提示を求めることができる。

（報告）

第 30 条 産休等代替職員を任用した保育所の設置者は、産休等代替職員との雇用関係がな

なくなったとき又は産休等職員が就業したときは、速やかに産休等代替職員任用調書（別記第 12 号様式）により、区長に報告しなければならない。

（助成金額）

第 31 条 産休等代替職員費助成の額は、産休等代替職員として任用承認を受けた職員に係る費用として、産休等代替職員がその任用期間の範囲内において施設に勤務した時間数（以下「勤務時間数」という。）に、板橋区立保育園保育充実職員設置要綱（令和元年 1 月 25 日東京都板橋区長決定）第 4 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる区分に応じて、同要綱第 14 条により算出される単価（施設単価が、算出された単価より低い額である場合については、その額）を乗じて得た金額とする。

2 前項の助成金額の算出にあたっての基礎となる勤務時間の上限は 1 日につき 7 時間 45 分とする。また、勤務時間の単位は勤務日ごとに 15 分単位とする。

（助成金の請求）

第 32 条 産休等代替職員を任用した保育所の設置者は、各月分についてその翌月に、又は支弁額全額をその任用期間経過後に、産休等代替職員費請求書（別記第 13 号様式）に、勤務実績の確認できるもの及び産休等代替職員の勤務時間数と賃金の単価について記載のある賃金受領書の写しを添えて、区長に請求するものとする。

（助成金の支払）

第 33 条 区長は、前条の規定に基づき請求を受けたときは、前条の確認書類等を審査し、適当と認めた助成額を、請求の月ごとに速やかに支払うものとする。

第 5 章 法外援護費助成

（助成対象事業）

第 34 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、第 3 条に掲げる運営費助成事業に加えて実施する保育の実施児童の処遇向上及び保育施設等の整備充実（以下「助成事業」という。）に必要な経費（別記 6。以下「法外援護費」という。）を助成するものとする。

（助成対象施設）

第 35 条 区長は、助成事業を実施する保育所のうち、次の各号に定めるいずれかの要件に該当する区内設置の私立保育所（以下この章において「対象保育所」という。）に対し、助成を行うものとする。

（1）対象保育所の設置者が個人の場合 当該設置者が、申請日現在において特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(2) 対象保育所の設置者が法人の場合 当該設置者が、申請日現在において法人住民税を滞納していないこと。

(助成金額)

第 36 条 法外援護費の額は、単価表（別表 9 及び別表 10）により算出した金額とする。

(助成金の請求)

第 37 条 対象保育所の設置者は、前条の規定に基づき算出した法外援護費を請求書（別記第 4 号様式）により、区長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第 38 条 区長は、前条の規定に基づき請求を受けたときは、第 9 条に定める報告書等の書類を審査し、相当と認めた助成額を、請求の月ごとに支払うものとする。

第 6 章 その他

(助成金の使用制限)

第 39 条 保育所の設置者等は、この要綱の定める目的以外に助成金を使用してはならない。
2 前項の規定に関わらず、「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号。以下「経理等通知」という。）の 1（2）に掲げる要件を満たす保育所については、この要綱に定める目的に助成金を使用して余剰が認められるときは、経理等通知 8 の規定に関わらず、その額を経理等通知 1（3）に掲げる積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることのできるものとする。

(返 還)

第 40 条 区長は、この要綱に基づき助成を受けた施設が、次の各号に定めるいずれかの要件に該当した場合は、期限を定めて助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申し出等により、助成金を受領したことが明らかなきとき。
- (2) 各自治体の行う保育所指導検査の結果に基づく補助事業に関する指摘事項について、改善の見込みがないとき。
- (3) 第 8 条、第 9 条、第 17 条及び第 28 条の規定に基づき届け出、報告し、又は申請した事業の内容が履行されなかったとき。
- (4) 区長が、その施設に対して助成を行うことが不相当であると判断したとき。

(収支報告)

第 41 条 この要綱により助成金を受領した保育所の設置者は、当該事業年度分の収支計算書を作成し、翌事業年度の 6 月末日までに区長に提出しなければならない。

(会計処理)

第 42 条 保育所の設置主体が社会福祉法人の場合の会計処理については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省令第 79 号）に定めるところによるものとし、社会福祉法人以外の場合の会計処理については、「保育所の設置認可等について」（平成 12 年 3 月 30 日付児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

(関係書類の整備)

第 43 条 この要綱により助成金を受領した保育所の設置者は、その経理を明確にし、関係書類を整備し、5 年間これを保存しなければならない。

(調査報告等)

第 44 条 区長は、この要綱により助成金を受領した保育所の設置者に対し、必要があるときは、助成金の執行状況について調査し、報告を求めることができる。

(委 任)

第 45 条 この要綱の実施について、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 1 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 27 年度において、既に本要綱に基づく助成等を受けている私立保育所については、平成 27 年度に限り、第 4 条第 2 項、第 7 条第 3 項、同条第 4 項、第 16 条ただし書き、第 18 条第 3 項、同条第 4 項、第 26 条ただし書き、第 30 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は適用しない。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の別記 1 イ、別表 3、別表 4 及び別表 5 の規定は、令和元年 10 月分の運

営費助成から適用し、同年9月分までの運営費助成については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 板橋区私立保育所法外援護実施要綱（昭和57年6月5日区長決定）は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条第1項第10号及び第14号、別記3（2）キ、並びに別記5（3）アの改正規定は令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記1（第3条関係）

一般保育所対策事業

保育事業の充実を図ること。

- (1) 1歳児に対する保育士の配置を認可基準の児童6人に対し1人から児童5人に対し1人に是正すること。
- (2) 認可定員20人から60人まで及び91人以上の施設に対し常勤保育士1人を増配置すること。
- (3) 認可定員20人から30人まで及び定員60人から149人までの施設に対し常勤の調理員1人、定員150人以上の施設に対し、常勤の調理員2人を増配置すること。

一般保育所対策事業の単価には、上記のほか以下のものが含まれる。

ア 3歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費

イ 3歳以上児に対する副食給食の実施に要する経費（当該児童の教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る特別区民税又は市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第4条第2項第6号に規定する教育・保育給付認定保護者にあつては77,101円）以上の場合において、当該世帯に属する令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どものうち、最年長者及び第2番目の年長者に係る経費に限る。）

ウ 児童の採暖に要する経費

エ 嘱託医・嘱託歯科医の手当に要する経費

オ 施設の増改築、備品の購入等、施設・設備の整備を充実するための経費

カ 保育中の事故等に備えた、1事故3億円1人3千万円以上の補償内容の賠償保険への加入に要する経費

キ 当該施設勤務の職員（非常勤職員を含む）の健康管理に要する経費

ク 当該施設勤務の非常勤職員の雇用に要する経費

ケ 当該施設勤務の常勤職員の労務災害に対する上乗せ補償のための保険に加入する経費

別記2（第3条関係）

11 時間開所保育対策事業

（1） 開所時間

開所時間が11時間以上であること。

（2） 設備及び運営

認可定員61人以上の保育所については保育士1名の増配置を行い、開所時間内における入所児童の安全の確保及び保育内容の向上に努めること。

（パート保育士数の算定）

「11時間開所保育対策事業」については、別表1 11時間開所保育対策事業1「保育士加算」の項目について実施された場合にのみ2「パート保育士加算」、3「暖房費加算」の実施に関し算定できるものであること。

11時間開所保育対策事業の補助対象となるパート保育士数については、午前8時及び午後5時30分の時点における児童数の和を2で除した数（小数点以下切り上げ/以下「平均利用児童数」という。）に応じて、次によること。

（ア） 毎月初日（初日が土・日・祝日であった場合は、その翌日、以降の土・日・祝日等でない日/以下同様）の零歳児の平均利用児童数を3倍して得た数及び1・2歳児の平均利用児童数を1.5倍して得た数に、3歳以上児の平均利用児童数を加えた数（以下「算定基礎児童数」という。）が16以上の場合には算定基礎児童数から15を控除し、さらにこれを15で除した数（小数点以下切り上げ）のパート保育士を配置することができる。ただし、この場合、算定基礎児童数が16未満のときは、各月初日の午前8時及び午後5時30分の時点のいずれか一方の時点における児童の数をもって平均利用児童数とすることができる。

（イ） 上記（ア）によるパート保育士のほか、各月初日の午前8時又は午後5時30分の時点における3歳未満児数が20人以上の場合にはさらに1名のパート保育士を配置することができる。

別記3（第3条関係）

零歳児保育特別対策事業

（1） 対象人数

零歳児の認可定員（認可定員を超えて受け入れている場合は、その人数）が、1施設当たり9人以上（区長が特に必要と認める場合は、3人以上）であること。

（2） 設備及び運営

ア 零歳児1人につき、乳児室及びひふく室を通じて、おおむね5平方メートル以上の有効面積があること。

イ 保健室（最低基準に定める医務室が零歳児の静養室の機能を有する場合は、この限りではない。）、調乳室（専用の調乳室が設けられない場合は調理室の一部を調乳場所として区画することをもって足る。）、沐浴室（沐浴室に代わる沐浴設備を置く場合は、この限りではない。）及び便所を設けること。

ウ 零歳児が専用で使用できる屋外遊戯場（歩行運動場及び外気浴等を行う場所）を設けるように努めること。

エ 零歳児の心身発達に即応した遊具その他零歳児用備品を整備すること。

オ 危険防止及び非常災害時における緊急避難につき万全の対策を講ずるとともに、不測の事態に対処するための責任態勢を確保すること。

カ 保健師等（保健師、助産師、看護師含む）を1名配置すること。なお、零歳児の対象人数が、3人以上9人未満の保育所において、常勤の保健師等を配置することが困難な場合は、1日4時間勤務又は隔日勤務の非常勤の保健師等を配置することができる。

保健師等は、保育士との協力のもとに零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画及びその実施に対する協力等保健活動に従事するものとする。

キ 常勤の調理員を1名増配置し、給食については、衛生的取扱いについて細心の注意をするとともに、零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。

ただし、その他各事業との兼任は認められない。なお、東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年板橋区条例第10号）第44条に基づき、全ての調理業務を委託する場合には、調理員を置かないことが出来る。

ク 健康管理の徹底を図るため嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）の積極的な連携を図るとともに、月1回以上の診療契約を結び、業務内容の充実を図ること。

別記3の2（第3条関係）

零歳児保育推進事業

- （1）零歳児の利用定員が1施設当たり3人以上であること。
- （2）その他適正な運営を実施していること。

別記4（第3条関係）

要支援児保育事業

要支援児保育の充実を図るため、私立保育所において、現に保育が実施されている要支援児で次のいずれかに該当する児童の処遇向上を図るために行う事業。

- 1 板橋区要支援児保育事業実施要綱（平成元年4月1日区長決定）に基づき要支援児保育の実施を可能と判断された児童
- 2 板橋区保育の利用児童の要支援児加算認定会議要綱（昭和49年8月10日区長決定）に基づき加算認定された児童

別記5（第13条関係）

延長保育事業

（1）実施要件

ア 短時間認定

（ア）1時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号ロに定める短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。

（イ）2時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

（ウ）3時間延長

開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

（エ）開所時間を超えた延長

標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）と合算して算出すること。

イ 標準時間認定

（ア）1時間延長

開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること

（イ）2時間延長

開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。

（ウ）3時間以上の延長

（イ）と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。

(エ) 30 分延長

上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

(2) 対象児童等

ア 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、板橋区内の私立保育所を利用する児童。

イ 各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。

ただし、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。

ウ (1)イ(エ)の場合を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。

また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

エ 延長保育実施保育所における延長保育を利用する児童のうち、保育所が定めた延長時間までの利用は必要としない児童についても次の(ア)及び(イ)の場合には本事業の対象となること。

(ア) 30分を超えて1時間30分までの延長保育を利用する児童の事業開始月における平均対象児童数が6人以上である場合

(イ) 1時間30分を超えて延長保育を利用する児童の事業開始月における平均対象児童数が3人以上である場合

オ 日々の対象児童の受け入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

カ 延長保育実施保育所は、対象児童の保護者の就労状況等の保育需要を把握し、対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。また、日々の対象児童数等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。

(3) 職員の配置

ア 基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。なお、当分の間、東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和4年板橋区条例第10号)施行規則附則12項に基づき、保育士配置に係る特例を準用する。

イ 短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。

(4) 事業の内容

ア 事業実施保育所の経営主体

この事業を実施する保育所の経営主体は、保育事業に実績があり、この事業の適切かつ円滑な実施が可能な者とする。

イ 運営及び設備

この事業を実施する保育所の設備及び運営については、最低基準及びその他の法令に定めるところによるほか、次による。

(ア) 運営形態

この事業は、当該保育所の認可定員の範囲内で行うものとする。

(イ) 保育の方法

- a 保育時間については、児童の心身に与える影響を考慮して児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮すること。
- b 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供できるようにすること。

別記6（第34条関係）

法外援護費

（1）児童処遇充実費

ア 保育充実費

入所児童の保育用品整備及び各種保育行事参加並びに賠償保険加入、また保育士等の研修及び健康管理等の保育充実を図る。

イ 要支援児保育加算

（ア）一般加算

板橋区要支援児保育事業実施要綱（平成元年4月1日区長決定）に基づき要支援児保育の実施を可能と判断された児童及び板橋区保育の利用児童の要支援児加算認定会議要綱（昭和49年8月10日区長決定）に基づき加算認定された児童（以下「認定児童」という。）の保育内容の充実を図る。

（イ）特別加算

認定児童のうち、子ども家庭部長が生活面において、特別な介助が必要であると認定したときは、要支援児保育特別加算をおこない保育内容の充実を図る。

（ウ）要支援児保育事務費

区より派遣する要支援児保育指導員に給食を提供し、要支援児と給食を共にすることにより要支援児の発達状態を把握し、以後の保育所における保育指導に役立てる。

ウ 保健師等雇上経費

零歳児の定員（認可定員を超えて受け入れている場合はその人数）が1施設当たり3人以上9人未満の施設に対して、常勤（零歳児保育特別対策事業の加算を受けていない施設については、非常勤を含む）の保健師等（保健師、助産師、看護師含む）を雇用し、児童の健康管理の充実を図る。

（2）施設運営充実費

施設での児童の安全及び健康管理並びに繁忙時期における臨時職員の雇用等、また備品及び消耗品の購入経費並びに軽易な修理の施設整備充実を図る。

別表1 (第5条関係)

算定基準表

助成対象事業		助成対象経費	算定基準	
事業	補助項目		単価	算定基準額
零歳児保育推進事業		零歳児未充足児童数に見合う保育士の配置に要する経費	140,140円	単価×4月から9月までの初日零歳児未充足児童数(※)
零歳児保育特別対策事業	1 保健師(又は、助産師・看護師)の配置	零歳児の取扱人員が9人以上の施設に保健師等1名を配置するための経費	別表2	単価×雇用月数
		零歳児の取扱人員が3人以上9人未満の施設に保健師等の非常勤職員1名を配置するための経費	別表2	単価×雇用月数
	2 調理員の増配置	零歳児の取扱人員が3人以上の施設に調理員1名を増配置するための経費	別表2	単価×雇用月数
	3 嘱託医手当加算	零歳児の取扱人員が3人以上の施設における嘱託医の手当に要する経費	12,320円	単価×雇用月数
11時間開所保育対策事業	1 保育士加算	定員61人以上の施設に保育士1名を増配置するための経費	別表2	単価×雇用月数
	2 パート保育士加算	パート保育士の雇用に要する経費	105,000円	単価×パート保育士数×雇用月数
	3 暖房費加算	11月から3月までの期間における11時間開所時間内の採暖の充実に要する経費	10,000円	単価×月数 (*11月から3月までの5カ月間における開設月数)
要支援児保育事業		要支援児の処遇向上に要する経費	104,420円	単価×児童数×入所月数
一般保育所対策事業費		保育事業に充実に要する経費	別表3から4	単価×児童数×入所月数

※零歳児未充足児童数は、零歳児の利用定員と該当月初日の零歳児児童数の差により算定する。

別表2 (第5条関係)

零歳児保育特別対策事業(0歳児保育所)

① 保健師の配置(1名配置) (月額:円)

		処遇改善等加算(基礎分)				
零歳児取扱人員		11~12%	9~10%	5~8%	4%以下	
3人~8人	非常勤	253,730	249,230	244,720	235,700	
9人以上	常勤	507,460	498,450	489,430	471,400	

② 調理員の増配置(1名配置) (月額:円)

		処遇改善等加算(基礎分)				
零歳児取扱人員		11~12%	9~10%	5~8%	4%以下	
3人以上		383,640	376,820	369,990	356,330	

③ 嘱託医手当加算 (月額:円)

零歳児取扱人員が「3人以上」の園のみ	12,320
--------------------	--------

11時間開所保育対策事業(11時間開所保育所)

① 保育士加算(旧特例保育士加算・11時間開所実施園のみ) (月額:円)

		処遇改善等加算(基礎分)				
認可定員		11~12%	9~10%	5~8%	4%以下	
60人以下	1名分	78,850	70,660	62,460	46,070	
61人以上	2名分	540,280	523,900	507,500	474,720	

② パート保育士加算(旧特例パート保育士加算) (月額:円)

11時間開所実施園のみ(単価×パート保育士算定数)	105,000
---------------------------	---------

③ 暖房費加算(旧特例保育暖房費加算) (月額:円)

11時間開所実施園について11月~3月請求分のみ	10,000
--------------------------	--------

◆要支援児加算・・・請求は、板橋区入所児のみ(停止児を含み、受託児を除く)

		(月額:円)
単価×要支援児数		104,420

別表5（第6条関係）

公立保育所単価表（産休明け零歳児保育及び延長保育のいずれも実施している公立保育所分）

（月額：円）

公立	20人	21～30人	31～45人	46～59人	60人	61～90人	91～120人	121～149人	150人	151人以上
0歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
1歳児	49,620	37,530	23,240	21,260	25,440	19,550	20,610	18,940	20,390	18,630
2歳児	36,630	24,540	10,250	8,270	12,450	6,560	7,620	5,950	7,400	5,640
3歳児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830
4歳以上児	37,820	25,730	11,440	9,460	13,640	7,750	8,810	7,140	8,590	6,830

公立保育所単価表（産休明け零歳児保育及び延長保育のいずれかを実施している又はいずれも実施していない公立保育所分）

（月額：円）

公立	20人	21～30人	31～45人	46～59人	60人	61～90人	91～120人	121～149人	150人	151人以上
0歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
1歳児	38,140	29,880	17,500	16,670	21,620	17,550	19,010	17,700	19,320	17,830
2歳児	25,150	16,890	4,510	3,680	8,630	4,560	6,020	4,710	6,330	4,840
3歳児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030
4歳以上児	26,340	18,080	5,700	4,870	9,820	5,750	7,210	5,900	7,520	6,030

備考 別記1イに掲げる経費の助成を受ける児童の単価は、当該児童が適用を受ける上記単価表に掲げる単価に、4,700円を加えた額とする。

別表6 (第16条関係)

(1) 国基準 (月額:

平均対象児童数	3～5人	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人ごと加算
1時間延長	—	101,000	118,500	147,600	176,700	+ 29,100
2時間延長	67,600	135,300	179,000	251,800	324,600	+ 72,800

(2) 国基準 (年額:

平均対象児童数5人以下 (1時間延長)	300,000
---------------------	---------

別表7 (第16条関係)

(1) 都基準 (月額:

平均対象児童数	3～5人	6～9人	10～19人	20～29人	30～39人	以上10人ごと加算
1時間延長	—	77,500	91,600	105,000	119,100	+ 14,100
2時間延長	57,500	115,800	175,000	235,000	294,100	+ 59,100

(2) 都基準 (年額:

平均対象児童数5人以下 (1時間延長)	600,000
---------------------	---------

※ 平均対象児童数が5人以下で、年額単価適用の場合は、月額に換算して月毎に支払を行う。
 なお、年度途中にて、平均対象児童数が、6人以上の区分に属した場合は、年額単価の適用を
 廃して、月額単価を該当月から適用する。

別表8 (第16条関係)

(1) 1時間延長実施園

①国・都基準で平均対象児童数が5人以下の場合

区分	月額 (円)
5人以下	225,000

延長開始後1分経過した児童数の月延利用数が75回を超えた場合下記金額を加算する。

利用回数	月額 (円)
75回以上	75,000

②国・都基準で平均対象児童数が6人以上の場合

回数	月額 (円)
75回未満	225,000
75～150回	275,000
151～300回	300,000
301～450回	450,000
451～600回	600,000
601回以上	700,000

(2) 2時間延長実施園

- ①国・都基準で1時間30分経過後平均対象児童数が2人以下の場合
上記1時間延長保育の該当単価の他に下記金額を加算する。

区分	月額(円)
2人以下	72,600

- ②国・都基準で1時間30分経過後平均対象児童数が3人以上の場合
1時間延長保育の該当単価の他に下記金額を加算する。
利用回数は、1時間1分経過後の実績数。

区分	利用回数	月額(円)
3人以上	50回未満	30,000
	51～99回	60,000
	100回以上	90,000

(3) 零歳児受入加算

区分		月額(円)
0歳児クラスの定員が6人以上で0歳児クラスの利用回数	0～10回	62,000
0歳児クラスの利用回数	11回～25回	118,000
0歳児クラスの利用回数	26回～50回	177,000
0歳児クラスの利用回数	51回～75回	236,000
0歳児クラスの利用回数	76回～100回	295,000
0歳児クラスの利用回数	101回以上	354,000

(4) 分園加算

要件	月額(円)
分園で延長保育を実施している場合	100,000

別表9(第34条関係)

法外援護費助成単価表

項 目		単 価		算 式	
児 童 処 遇 充 実 費	保育充実費	年齢別単価 年齢はクラス年齢 一人当たり月額	0歳児	4,000 円	単価×対象児童数
			1歳児	660 円	
			2歳児	660 円	
			3歳児	1,940 円	
			4歳児	2,320 円	
			5歳児	2,370 円	
		経費内訳 職員処遇改善費 非常勤職員交通費 保育教材費 保育所施設整備費	園別単価の設定(月額)		単価×加算対象園
	要支援児保育事務費	加算認定児及び保育指導対象児在籍園	月	1,000 円	加算認定児及び保育指導対象児在籍施設当たり月額
	要支援児保育充実費(一般)	加算認定児1人	月	58,780 円	単価×加算認定児数
	要支援児保育充実費(特別)	加算認定児1人	月	32,640 円	ただし、特別加算について月の出席日数が14日に満たない児童については実績により日割りで支出を行う。
※月の出席数が14日に満たない場合		日	1,500 円		
保 健 師 等 雇 上 経 費	保健師等雇上経費	処遇改善等加算(基礎分)11~12%	月	253,730 円	単価×加算対象園
		処遇改善等加算(基礎分)9~10%	月	249,220 円	
		処遇改善等加算(基礎分)5~8%	月	244,710 円	
		処遇改善等加算(基礎分)4%以下	月	235,700 円	
施設運営充実費	経費内訳 児童健康保持費 年間保育充実費 夏季・期末保育充実費 6か月未満児保育加算費 事務職員雇上経費 管理費(庁費) 小破修理費 園庭遊具点検経費	園別単価の設定(月額)		単価×加算対象園	

別表10(第34条関係)

法外援護金包括化単価内訳算出表

年 齢 別 単 価	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備 考
	歳末贈物費	150	150	150	150	150	
修了入学祝費						550	卒園記念品
保育行事費	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610	行事用品等
園外保育費					4,540	4,540	バス借上げ等
園外保育施設利用料					50	50	施設入場料
保育用品整備費	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	2,208	備品等
幼児給食充実費				15,340	15,340	15,340	牛乳代
布団乾燥費	896	896	896	896	896	896	布団乾燥委託
幼児用消耗器材費	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	1,212	給食用消耗品等
0歳児保育充実費	40,120						貸オムツ代
暖房費	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	一般保育対策事業上乘せ分
賠償保険加算	385	385	385	385	385	385	共済掛金
計	47,981	7,861	7,861	23,201	27,791	28,341	
児童1人月額(計÷12)	4,000	660	660	1,940	2,320	2,370	
保育充実費・年齢別単価	職員処遇改善費	園長	保育士	看護師	調理員	用務員	
	被服整備費	14,280	14,280	14,280	14,280	14,280	貸与被服の充実
	研修費	6,570	6,570	6,570	6,570	6,570	研修参加費等
	職員健康保持費	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800	健康診断経費
	園外保育職員分	165	165				施設入場料等
	小計(a)	26,815	26,815	26,650	26,650	26,650	
	月額小計((a)÷12)	2,235	2,235	2,220	2,220	2,220	
	時間外勤務手当		10,086				時間外勤務手当
	職員1人月額	2,240	12,330	2,220	2,220	2,220	
	非常勤職員交通費	職員1人	年額	16,000円			
保育教材費	1施設	年額	53,580円				教材購入費
保育所施設整備費	児童1人	月額	850円				子育て支援事業経費 施設会計各積立金
施設運営充実費	児童健康保持費	1施設	月額(1)0歳児指定	5,650円			嘱託医手当加算
			月額(2)一般園	16,150円			
			年額(3)歯科検診	16,150円			歯科嘱託医手当加算
			月額(4)定員加算	4,040円			定員91人以上
	年間保育充実費	1施設	月額	163,200円			臨時保育士雇用
	夏期・期末保育充実費	1施設	年額	163,200円			夏期臨時保育士雇用
	6か月未満児保育加算	1施設	月額	163,200円(支給月は月齢による)			産休明け園 4か月分 3か月園 3か月分 4か月園 2か月分 5か月園 1か月分
事務職員雇上経費	1施設	年額	定員90人以下 506,400円 定員91人以上 633,000円				
管理費(庁費)	1施設	月額	38,400円			一般管理費(ゴミ処理経費・ O157対策経費含む)法人 運営費(社会福祉法人等)	
小破修理費	1施設	年額	51,000円			ガラス修理等	

園庭遊具点検経費

1施設 年額 22,000 円

保育事業実施内容届出書

年 月 日

(宛先)
東京都板橋区長

所在地

実施者

実施者職氏名

板橋区保育所事業実施要綱に基づき、年度に実施する事業内容について下記のとおり届出します。

記

項目	事業内容				
実施施設名称					
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
零歳児取扱人数	人 (受入月齢 日・ 月)				
開所時間 (延長時間を除く)	から まで (時間 分)				
要支援児受入	いずれか○印 可 否				
職員体制 (年度開始月)	常勤(常勤換算含まない)		非常勤		備考
	人数	所定労働時間	人数	合計労働時間※	
施設長		時間/月		時間/月	
保育士		時間/月		時間/月	有資格者
みなし保育士① (幼・小・養教諭)		時間/月		時間/月	家庭科免許は特別免許状にあたるため不可
みなし保育士① (保健師等)		時間/月		時間/月	東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に定める要件を満たす保育所について1人可(准看護師は不可)
調理業務 いずれか ○印	直接 雇用		時間/月	時間/月	調理業務に携わらない栄養士等は除く
	全部 委託		時間/月	時間/月	全部委託している場合、調理員をおかないことができる
保健師等		時間/月		時間/月	みなし保育士①、嘱託医は除く

※常勤の保育士とは、各保育所の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む)で、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している保育士をいう(派遣やパートタイムは常勤職員にあたらぬ)。

※非常勤職員については、年度開始月の合計労働時間を記入してください(例:非常勤保育士3名で計400時間/月)。

添付書類

【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ にレを記入のうえ、追加添付書類を提出してください。同意している場合、記載不要です。

同意しない □	区外に居住している □	転入前の自治体において課税されている □
---------	-------------	----------------------

※追加添付書類…住民税 (課税されている方は軽自動車税も) の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書。証明書はいずれも直近のもの (領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)

【法人の場合】

法人住民税 (東京都) の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの)

【収益事業を行っていない社会福祉法人の場合】

登記事項証明書の写し

保育事業実施内容届出書

令和2年 月 日

(宛先)
東京都板橋区長

所在地 東京都板橋区板橋2-66-1

実施者 社会福祉法人 板橋会

実施者職氏名 理事長 板橋太郎

板橋区保育所事業実施要綱に基づき、令和2年度に実施する事業内容について下記のとおり届出します。

記

項目	事業内容						
実施施設名称	●●保育園						
事業実施期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで						
零歳児取扱人数	6人 (受入月齢 57日・ 月)						
開所時間(延長時間を除く)	7:15 から 18:15 まで (11時間00分)						
要支援児受入	いずれか○印 ○ 可 否						
職員体制 (年度開始月)	常勤(常勤換算含まない)		非常勤		備考		
	人数	所定労働時間	人数	合計労働時間※			
施設長	1	160 時間/月		時間/月			
保育士	10	160 時間/月	3	400 時間/月	有資格者		
みなし保育士① (幼・小・養教諭)	1	160 時間/月	1	40 時間/月	家庭科免許は特別免許状にあたるため不可		
みなし保育士① (保健師等)	0	160 時間/月	0	0 時間/月	東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に定める要件を満たす保育所について1人可(准看護師は不可)		
調理業務	○	直 接 接 用	4	160 時間/月	1	80 時間/月	調理業務に携わらない栄養士等は除く
いずれか ○印		全 部 委 託		時間/月		時間/月	全部委託している場合、調理員をおかないことができる
保健師等	1	160 時間/月	0	0 時間/月	みなし保育士①、嘱託医は除く		

※常勤の保育士とは、各保育所の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約を結んでいる者(1年以上の労働契約を結んでいる者を含む)で、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している保育士をいう(派遣やパートタイムは常勤職員にあたらぬ)。

※非常勤職員については、年度開始月の合計労働時間を記入してください(例:非常勤保育士3名で計400時間/月)。

添付書類

【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に レ を記入のうえ、追加添付書類を提出してください。同意している場合、記載不要です。

同意しない □	区外に居住している □	転入前の自治体において課税されている □
---------	-------------	----------------------

※追加添付書類…住民税(課税されている方は軽自動車税も)の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書。証明書はいずれも直近のもの(領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)

【法人の場合】

法人住民税(東京都)の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)

【収益事業を行っていない社会福祉法人の場合】

登記事項証明書の写し

保育事業実施内容変更届

年 月 日

(宛先)
東京都板橋区長

所在地

実施者

実施者職氏名

板橋区保育所事業実施要綱に基づき、年度に実施する事業内容について下記のとおり変更します。

記

項目		事業内容			
実施施設名称					
変更年月日					
零歳児取扱人数		人（受入月齢 日・月）			
開所時間（延長時間を除く）		から まで（時間分）			
要支援児受入		いずれか○印 可 否			
職員体制 （変更月）	常勤（常勤換算含まない）		非常勤		備考
	人数	所定労働時間	人数	合計労働時間※	
施設長		時間/月		時間/月	
保育士		時間/月		時間/月	有資格者
みなし保育士① （幼・小・養教諭）		時間/月		時間/月	家庭科免許は特別免許状にあたるため不可
みなし保育士① （保健師等）		時間/月		時間/月	東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に定める要件を満たす保育所について1人可（准看護師は不可）
調理業務	直接 雇用 全部 委託 ○印	時間/月		時間/月	調理業務に携わらない栄養士等は除く
いずれか		時間/月		時間/月	全部委託している場合、調理員をおかないことができる
保健師等		時間/月		時間/月	みなし保育士①、嘱託医は除く

※常勤の保育士とは、各保育所の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む）で、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している保育士をいう（派遣やパートタイムは常勤職員にあたらぬ）。

※非常勤職員については、変更月の合計労働時間を記入してください（例：非常勤保育士3名で計400時間/月）。

年度

事業実施状況報告書

保育園名

施設長	保育従事者				保健師等		調理従事者				事務職員		用務員		短時間 保育士数 (再掲)	事業の実施状況					
	常勤		非常勤		常勤	非常勤	常勤		非常勤		調理業務 の形態	常勤	非常勤	常勤		非常勤	主任 保育士 配置	零歳児	11時間開 所パート 保育士 算定数	要支援児	
	保育士 みなし①	みなし② 保育補助	保育士 みなし①	みなし② 保育補助			栄養士	調理員	栄養士	調理員										承諾児	受託児
4月																					
5月																					
6月																					
7月																					
8月																					
9月																					
10月																					
11月																					
12月																					
1月																					
2月																					
3月																					

記入上の注意

- ・各月1日現在の職員数(実際の雇用状況)を記入してください。
- ・非常勤保育従事者について・11時間開所パート及び延長パートを含んだ人数を記入してください。
- ・調理業務の形態について・・・「全部委託」か「直接雇用」のいずれかを記入してください。
- ・事業の実施状況について・・・「主任保育士配置」;主任保育士専任職員を配置している場合は、「有」を記入してください。
「零歳児」;入所している零歳児の”人数”を記入してください。
「11時間開所パート保育士算定数」;11時間開所を行っている場合は、別記2(第3条関係)により算定されるパート保育士の”人数”を記入してください。
「要支援児」;入所している要支援児の”人数”を記入してください。

第4号様式（第10条、第21条、第37条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）

東京都板橋区長

所 在 地

請 求 者

請求者職氏名

について下記のとおり請求します。

請 求 金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月分として

延長保育事業助成交付申請書

(宛先)

東京都板橋区長

所在地
実施者
実施者職氏名

板橋区保育所事業実施要綱に基づき、下記のとおり延長保育事業を実施するので、延長保育事業費の助成を申請いたします。

記

実施施設名	
実施施設所在地	
開所時間 (延長時間を除く)	: ~ :
延長時間	: ~ :
対象予定児童数	(人)
延長保育料	月額 円 ・ 日額 円
延長保育料徴収方法	月額選択者 ・ 日額選択者
延長保育士等の配置	正規 人 ・ 非常勤 人
備考	

延長保育事業助成交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付けで交付申請のあった延長保育事業実施施設に、
下記により延長保育事業費の助成を決定いたします。

記

実施施設名	
実施施設所在地	
開所時間 (延長時間を除く)	: ~ :
延長時間	: ~ :
対象予定児童数	(人)
延長保育料	月額 円 ・ 日額 円
延長保育料徴収方法	月額選択者 ・ 日額選択者
延長保育士等の配置	正規 人 ・ 非常勤 人
備考	

上記内容に変更が生じた場合は、再度交付申請書を提出してください。

延長保育事業助成不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で交付申請のあった延長保育実施施設に
ついて、下記により延長保育事業費の助成を不交付決定します。

記

実施施設名	
実施施設所在地	
理由	

産 休 等 代 替 職 員 任 用 承 認 申 請 書										
産 職 休 等 員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生 歳				職 種				
	産休(病休) 開 始 日	年 月 日	出 産 予 定 日	年 月 日	傷病名 <small>(病休の場合)</small>					
産 休 等 代 替 職 員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日 生 歳				性 別	男 ・ 女			
	住 所									
	任用する職種					資 格 取 得 日	年 月 日			
	職種の有無	資格がある				資格がない				
	任用予定期間	1 産休の場合(単胎妊娠・多胎妊娠) 産前の休業を始める日から起算して 週間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 2 病休の場合 病休代替職員を任用する日から起算して 日間 自 年 月 日 至 年 月 日 日間 ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間								
上記のとおり就業することを承諾します。 年 月 日 氏名										
申請日の属する月の初めの施設の状況	定 員	入所人員等 <small>(うち3歳未満児数)</small>	地域区分	職 種	施設長	保育士	看護師	調理員その他	計	
	人	人 ()	特別区	現 員	人	人	人	人	人	
上記のとおり産休等代替職員の任用について承認申請をします。 年 月 日 (宛先) 板橋区長 所在地 法人名 代表者職・氏名 施設名										

- (注) 1 字は楷書ではっきり書いてください。※印の欄には記入する必要はありません。
- 2 任用予定期間の欄の1の()内の該当する事項を○で囲んでください。
- 3 この申請書には産休等職員の出産予定日の記載のある妊娠証明書又は医師の診断書を添付してください。
多胎妊娠の場合は、その旨明記してもらってください。
なお、産休等代替職員が無資格者であるときは、有資格者が得られない理由、本人の履歴を詳細に記した書面を添付してください。
- 4 産休等代替職員の履歴書・健康診断書(胸部エックス線・細菌検査を含む)・資格証を添付してください。

産休等代替職員任用承認（却下）通知書	
氏 名	年 月 日生
職 種	
任用 予 定期 間	<p>1 産休の場合(単胎妊娠・多胎妊娠)</p> <p>自 年 月 日 産前の休業を始める日から起算して 週間 至 年 月 日 日間</p> <p>2 病休の場合</p> <p>自 年 月 日 病休代替職員を任用する日から起算して 日間 至 年 月 日</p> <p>(ただし、この期間内において産休等職員の雇用関係がなくなったとき、又は産休等職員が勤務を開始したときは、その前日までの期間)</p>
賃 金	<p>任用予定期間の範囲内で勤務した1時間につき (月～金曜日) 円</p> <p>任用予定期間の範囲内で勤務した1時間につき (土曜日) 円</p>
概 要	<p>年 月 日付けで申請のありました貴保育所が産休等代替職員を任用することについて、上記のとおり決定しましたから通知します。</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">板橋区長</p> <p>法人名 代表者職・氏名 様 施設名 所在地</p>

産 休 等 代 替 職 員 任 用 調 書 （施設名									
産休等職員	(ふりがな) 氏 名		職 種			資 格 取 得 日 年 月 日	年 月 日		
	生 年 月 日		年 月 日 生 歳	傷 病 名 出産予定年月日 (病休開始日)		年 月 日			
産休等代替職員	(ふりがな) 氏 名		男 女	資 格	資格の名称 取得年月日		年 月 日		
	生 年 月 日		年 月 日 生 歳	従事した職種					
	任用した期間		自 年 月 日 至 年 月 日 週間 (日間)						
賃金	時間額単価	月～金曜日 土	円 円	勤務時間数	月～金曜日 土	時間 時間	受領金額	円	
<p>上記のとおり就業したことを申し立てます。</p> <p>年 月 日 氏名</p>									
経費等	施設種別	保育所		施 設 名					
	賃金単価	月～金曜日 土	円 円	勤務時間数	月～金曜日 土	時間 時間	支給総額	円	
<p>上記のとおり産休等代替職員を任用したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 板橋区長</p> <p>法人名</p> <p>代表者職・氏名</p> <p>施設名</p> <p>所在地</p>									

産 休 等 代 替 職 員 費 請 求 書

年 月 日第 号 で任用の承認がありました産休等代替職員賃金等の
年 月分を、その任用期間が経過しましたので次のとおり請求します。

年 月 日

(宛先)板橋区長

所 在 地
請 求 者
請 求 者 職 氏 名

請求金額 _____ 円

産 休 等 職 員	(ふりがな) 氏 名		職種		資格の有無	有 ・ 無
	住 所					
	産休の場合	産休開始日	年 月 日	出 産 予 定 日	年 月 日	
	病休の場合	病休開始日	年 月 日	傷 病 名		
産代 替 職 等 員	(ふりがな) 氏 名		職種		資格の有無	有 ・ 無
	住 所					
承認された任用予定期間		年 月 日 ~		年 月 日		
施設が実際に任用した期間		年 月 日 ~		年 月 日		
費用負担の対象となる期間		年 月 日 ~		年 月 日		
請 求 金 額	区 分	勤 務 時 間 数	単	価	金	額
	月 ~ 金 曜 日	時間		円		円
	土 曜 日	時間		円		円
	合 計	時間	_____			円